

尼崎市耐震改修促進計画 概要版

1 計画概要

(1) 計画策定の趣旨

- ・平成7年1月の阪神・淡路大震災での被害
- ・木質・長屋住宅の密集地が引き続き多数存在
住宅・建築物の耐震化が重要な課題

- ・近年の大地震の頻発
- ・東南海・南海地震などの発生の切迫性指摘
大地震がいつどこで発生してもおかしくない

- ・耐震化のためには、所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠
耐震化の必要性の啓発が非常に重要

- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正
- ・「兵庫県耐震改修促進計画」の策定
市の耐震改修促進計画策定に向けた環境整備

市民の自己予防意識の高揚を図り、所有者自らによる旧耐震基準建築物の耐震化を計画的に促進するため策定

(2) 計画の位置づけ

国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案
尼崎市地域防災計画との整合を図る

(3) 計画期間

平成20年度から平成27年度まで(8年間)

2 尼崎市で今後発生が想定される地震の規模、被害の状況

4つの想定地震から予測される被害を未然に防止し減少させるために、計画的に耐震化を促進する必要がある。

想定地震	地震規模	震度	木造 全壊棟数	木造 半壊棟数	非木造 全壊棟数	非木造 半壊棟数
有馬・高槻構造線地震	M7.6	6弱～7	14,370	26,798	2,426	6,998
上町断層系地震	M7.3	6弱～7	5,537	14,518	488	2,728
中央構造線地震	M7.8	5強～6強	32	292	0	2
南海道地震	M8.4	5弱～5強	6	62	0	0

3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

耐震化率目標は100%の設定が望ましいが、本市の現況を踏まえると計画期間内での全ての耐震化は困難
「国の基本方針」住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率目標：平成27年までに少なくとも9割
「兵庫県耐震改修促進計画」平成27年度の耐震化率目標：住宅97%、多数の者が利用する建築物92%

(1) 住宅の耐震化の現況

住宅総数 約191,900戸
現況耐震化率 約83%

(2) 住宅の耐震化の目標

平成27年度に97%とすることを目指す。

(3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現況

建築物総数 約2,160棟
現況耐震化率 約61%

(4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

平成27年度に90%とすることを目指す。

多数の者が利用する建築物：耐震改修促進法第6条第1項第1号に定める用途で、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物

(5) 避難施設又は災害時の拠点施設となる市有建築物の耐震化

消防施設及び多数の者が利用する建築物に該当する学校については、厳しい財政状況を踏まえながら、平成27年度に耐震化率100%とすることを目指して、優先的に耐震化に取り組む。

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

所有者等の取り組みを支援するための必要な施策を講じる
市有建築物について施設ごとに優先順位を考慮しながら計画的に耐震化を推進

(2) 耐震化に向けた課題と施策の考え方

所有者等の防災意識の向上に向けた啓発及び知識の普及
費用負担を軽減する支援策の展開
技術的知識の不足や効果の分かりにくさに対する環境整備や
情報提供の推進

(3) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

簡易耐震診断推進事業の推進
わが家の耐震改修促進事業の推進
住宅耐震改修支援事業（住宅耐震改修工事利子補給事業）の啓発
独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度の啓発
多数の者が利用する建築物に係る耐震診断助成事業の推進

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

相談体制の整備
耐震診断員の活用
住宅改修業者登録制度の啓発

(5) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進
地震時における家具の転倒防止やブロック塀の倒壊防止など、
総合的な安全対策の啓発
被災建築物応急危険度判定体制の整備

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

兵庫県耐震改修促進計画に定める道路上記の道路以外で、
尼崎市地域防災計画に定める緊急物資輸送路は、
今後必要に応じて指定を検討

(7) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

多数の者が利用する建築物で、避難施設又は災害時に拠点となる、
学校、病院、福祉施設などの特定建築物
「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道建築物で、
地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物
の沿道の特定建築物については、実態把握を進めるとともに、
耐震化促進の施策を検討

(8) 沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

地震で避難路などの道路の通行を妨げるおそれのある住宅・建築物について耐震化の促進に努めるため、
沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備に取り組む。

5 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

(2) 情報提供の推進

(3) 地域の団体等との連携

(4) 関係団体との連携

啓発及び知識の普及を図り、市民、事業者、関係団体等と協働して住宅・建築物の耐震化に取り組む

地震ハザードマップ：地震が発生した場合の震度などを示す

6 所管行政庁との連携に関する事項

(1) 耐震改修等の指導・助言の実施

（耐震改修促進法第7条第1項）

・耐震性が未確認の建築物について、県と連携して、実態把握に努めるとともに法に基づく指導・助言を実施
・学校、病院・福祉施設など災害時に重要な役割を果たす施設について重点的に指導

(2) 地震危険建築物に対する耐震改修等の指示の実施

（耐震改修促進法第7条第2項）

・I_s値0.3未満の建築物（地震危険建築物）については、県と連携して、法に基づく指示を検討

(3) 著しく保安上危険な建築物への措置

（建築基準法第10条第1項）

・耐震改修促進法に基づく指示に従わない場合には、建築基準法に基づく措置を検討